

改正

平成19年2月8日告示第4号

平成20年1月18日告示第5号

平成20年4月1日告示第28号

平成22年4月1日告示第37号

平成24年6月5日告示第63号

平成28年4月1日告示第54号

令和2年3月30日告示第23号

令和4年3月29日告示第42号

令和5年3月23日告示第32号

新宮市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、かつ、汚水処理未普及解消につなげるため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する浄化槽のうち、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上、放流水のBODが20ミリグラム毎リットル（日間平均値）以下の性能を有するものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する浄化槽をいう。
- (3) 汲取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれを汲み取り処分する方式の便槽をいう。
- (4) 配管工事 既存単独処理浄化槽又は汲取り便槽から、浄化槽への転換に伴う配管の工事をいう。
- (5) 県浄化槽取扱要綱 浄化槽の取扱いに関して和歌山県が定めた和歌山県浄化槽取扱要綱

(平成22年4月1日施行)をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、新宮市の行政区域とする。  
ただし、次に掲げる区域を除くものとする。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第5条第1項第1号に規定する予定処理区域(同法第4条第1項の規定により国土交通大臣又は知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。)
- (2) 農業(漁業)集落排水事業の実施地区又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると市長が認めた地区
- (3) コミュニティプラント、小規模集合排水処理施設整備事業等の汚水処理施設整備事業の実施区域又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると市長が認めた区域

(補助対象となる合併処理浄化槽)

第4条 補助金の対象となる合併処理浄化槽は、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部浄化槽対策室長通知)に適合する合併処理浄化槽であって、全国浄化槽推進市町村協議会(以下「全浄協」という。)に登録されたものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象となる地域内において、次に掲げる50人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者とする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認又は法第5条第1項に基づく届出の受理を受けた者
- (2) 専ら自らの住居の用に供する建物又は店舗等併用住宅であって自らの居住の用に供している建物
- (3) 県浄化槽取扱要綱に基づき、適正に維持管理を行う者

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 市町村税等を滞納している者
- (2) 住宅を借りている者で、所有者の承諾が得られない者
- (3) 販売の目的で、合併処理浄化槽付の住宅を建築する者
- (4) 浄化槽を設置する者が、法人である場合

(補助金)

第6条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、別表のとおりとし、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額を限度とする。
- 3 店舗等併用住宅の場合は、居住部分を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条の規定に基づく処理対象人員算定基準人槽として適用する。
- 4 合併処理浄化槽の設置に伴い、既存単独処理浄化槽の撤去が必要な場合、120,000円を、汲取り便槽の撤去が必要な場合、90,000円を限度とし、当該撤去に要する費用に相当する額を第2項の補助金の額に加算する。
- 5 単独処理浄化槽を雨水貯留槽に転換する場合は、90,000円を限度とし、当該転換に要する費用に相当する額を第2項の補助金の額に加算する。
- 6 配管工事を行う場合は、300,000円を限度とし、当該工事に要する費用に相当する額を第2項の補助金の額に加算する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 県浄化槽取扱要綱の規定に基づき市長に提出した浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書の受理書（補助金申請用）
  - (2) 浄化槽工事見積書（既存単独処理浄化槽又は汲取り便槽の撤去を伴う場合、又は、単独処理浄化槽を雨水貯留槽に転換する場合及び転換による配管工事を実施する場合に限る。当該費用ごとに区別して提出すること）
  - (3) 登録証（全浄協）
  - (4) 登録浄化槽管理票（C票）
  - (5) 市町村税の完納（納税）証明書
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号の書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 指定検査機関への法第7条に規定する検査の申込書であることを証する書面
  - (2) 適正な保守点検、清掃の実施、法定検査の遵守することを誓約する書面
  - (3) 浄化槽容量算定基準及び汚水量計算書
  - (4) 付近見取図（設置場所・放流経路・放流先・方位、道路及び目標となる地物を明示するこ

と。)又は地図の写しに申請場所、放流経路及び放流先を赤線で明示したもの

(5) 配置図(導入・放流経路、建築物及び浄化槽の位置を明示すること。)

(6) 建築物平面図

(7) 浄化槽認定シート

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、申請者に補助金交付決定通知書(様式第2号)又は補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(変更承認申請)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、同条第2項の規定による補助金交付決定通知を受けた後において、当該補助金の交付申請内容を変更する場合又は当該補助金に係る事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出してその承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、当該補助金に係る事業が予定の期間内に完了しないとき又は、事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助金に係る事業の完了後1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 和歌山県浄化槽取扱要綱の規定に基づき市長の受理を受けた浄化槽設置完了届(補助申請用)

(2) 浄化槽工事自主検査チェック票

(3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

(4) 工事費請求書又は領収書の写し(既存単独処理浄化槽又は汲取り便槽の撤去を伴う場合は、配管工事及び撤去費用が確認できるもの)

(5) 住民票の写し

(6) 工事工程のわかる写真

(7) 保証登録証

(8) 配管工事を行う場合は、配管工事に係る工事写真（工事前、工事中及び工事後の様子が写真により確認できること。）

(9) 指定検査機関への法第11条に規定する検査の契約を締結していることを証する書面

(10) 既存単独処理場浄化槽又は汲取り便槽の撤去が伴う場合は、撤去に係る工事写真（着工前並びに清掃、撤去及び処分の実施が写真により確認できること。）、産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し及び当該既存単独処理浄化槽に係る浄化槽使用廃止届出書の写し

(11) 単独処理浄化槽を雨水貯留槽へ転換する場合は、転換工事に係る写真

(12) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金に係る事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第7号）による交付決定者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（設置工事の確認）

第15条 市長は、補助金に係る事業を適正に執行させるため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施行の現場において確認する。

（浄化槽設置者又は管理者の責務）

第16条 合併処理浄化槽の設置者又は管理者は、県浄化槽取扱要綱に定めるところにより、浄化槽法に基づく保守点検及び清掃を定期的実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維

持管理しなければならない。

2 合併処理浄化槽の設置者は、浄化槽の使用開始後3月を経過した日から5月以内に法第7条の規定による水質検査（以下「第7条検査」という。）を受けなければならない。また、その後1年に1回は、法第11条の規定による水質検査（以下「第11条検査」という。）を受けなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる結果を、市長に報告しなければならない。この場合において、第2号及び第3号に規定する結果については、当該浄化槽を使用する間、これを報告しなければならない。

(1) 7条検査の結果

(2) 浄化槽法第10条第1項の規定による、保守点検及び清掃の結果

(3) 11条検査の結果

(報告等)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金に係る事業の実施状況又は浄化槽の管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による調査又は報告の求めに対し協力をしなければならない。

(下水道等汚水処理施設への接続)

第18条 この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けて合併処理浄化槽を設置した者は、下水道等汚水処理施設の整備がなされたときは、この施設に接続しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年2月8日告示第4号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月18日告示第5号）

この告示は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第28号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日告示第37号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月5日告示第63号）

この告示は、平成24年6月5日から施行し、改正後の新宮市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日告示第54号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第23号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日告示第42号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日告示第32号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

人槽区分	限度額（円）
5人槽	332,000
7人槽	414,000
10人槽	548,000

備考 限度額は、平成19年度国庫補助基準額

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第11条関係）

様式第7号（第12条関係）